

ISHIKAWA トラックのひろば

VOL.224

3
MARCH

ISHIKAWA TRUCKING ASSOCIATION NEWSLETTER

ほっと
SPOT

表紙

今月のSPOT

道の駅 輪島



のと鉄道七尾線 旧輪島駅



輪島キリコ会館



輪島朝市

TOP NEWS

大規模テロ想定、国民保護訓練に初参加
特集「働き方改革」

今月のSPOT

道の駅 輪島

電車好きには たまらない道の駅

道の駅「輪島」は、のと鉄道の終着駅であった輪島駅の駅舎を再利用した道の駅であり、愛称はプラットホームとかけた「ふらっと訪夢（ふらっとほうむ）」です。

道の駅内には輪島駅の線路とホームが一部再現されており、そのなかでも駅名標は輪島駅が現役のころより存在していたもので、人気の記念撮影スポットとなっています。

併設されている輪島観光案内センターでは観光案内はもちろんのこと、レンタサイクルを借りることもできます。また、地元特産品の販売所では、輪島塗や海産物などといった輪島特産品も多数販売されており充実した品ぞろえになっていますよ。

輪島へ訪れた際にはぜひ立ち寄りたいスポットです。



販売所のように



輪島駅の駅名標



輪島塗の漆器

アクセスマップ



道の駅「輪島ふらっと訪夢」

- 【所在地】〒928-0001
石川県輪島市河井町20-1-131
- 【営業時間】8時00分～18時00分
(ただしゴールデンウィーク及び7月～9月は19時まで)
軽食施設：10時55分～20時55分
- 【休業日】年中無休
- 【駐車場】普通車12台 大型車8台 障がい者用2台
- 【問い合わせ】0768-22-1503

直通ダイヤル



代表
076-239-2511

助成・融資事業
076-239-2284

適正化事業課
076-239-2285

陸災防
076-239-2393

ISHIKAWA

トラックのひろば

C O N T E N T S

3

MARCH
224号

ホームページ



1 TOPNEWS

大規模テロ想定、国民保護訓練に初参加
～石川県国民保護共同図上訓練～
特集「働き方改革」

6 ご案内

平成31年度第1回初任運転者指導講習会
平成31年度引越事業者優良認定制度申請等に係る説明会
TV会議システムを利用した特殊車両通行許可制度講習会
平成31年度技能講習日程

9 2月のおもな NEWS

10 適正化 NEWS

新たに運転者を雇い入れた場合には！

11 業界 NEWS

トラック運送業界の景況（速報）
天皇陛下の御退位及び
皇太子殿下の御即位に伴う式典に係るテロ対策の徹底
2019年4月より
特殊車両通行許可証の備え付けが電子機器でも可能
引越繁忙期におけるお客さまへの適正料金の提示

14 情報コーナー

新規会員のご紹介
3月の行事予定
会員名簿の変更
交通事故発生状況
軽油価格

17 事例研究



TOP NEWS

トップニュース

大規模テロ想定、国民保護訓練に初参加 ～石川県国民保護共同図上訓練～

当協会は、2月13日（水）に石川県庁を主会場に開催された石川県国民保護共同図上訓練に参加し、大規模テロ発生時の初動対応や関係機関との連携を確認しました。

同訓練は、平成18年より毎年石川県が実施しているもので、今回は、9月開幕のラクビーワールドカップや来年の東京オリンピックなど大規模イベント開催を見据え、内閣官房及び消防庁との共催で開催されました。

当日は、県警や自衛隊など46機関170人が参加のもと、小松市内でテロが発生した想定で行われ、時間の推移とともに付与される状況や関係機関からの情報をもとに、必要な意思決定やそれに伴う事務手続きなどの手順を確認しました。

当協会は、会員事業者の安否確認や避難所への救援物資輸送に係る車両の手配、物流専門家の派遣準備などについてのシミュレーション訓練を行いました。

当協会は、平成25年4月に国民保護に関する業務計画を策定し、武力攻撃事態等における国民保護措置の確かつ迅速な実施に万全を期すこととなっている。

特集「働き方改革」

2019年4月から順次施行

主な施行内容

2019年4月1日

① 1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を企業に義務づけます

P3参照

中小企業 2020年4月1日

自動車運転者 2024年4月1日

② 残業時間の上限を規制します

P5参照

【解説】

残業時間の上限

■原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

※月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。

■臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、年720時間以内・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）・月100時間未満（休日労働を含む）を超えることはできません。

※月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。

また、原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月までです。

ポイント

自動車運転の業務は、2024年4月から上限規制を適用。

（適用後の上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討）

2023年4月1日

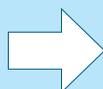
③ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます（25% → 50%）

（現在）

月60時間超の残業割増賃金率

大企業は50%

中小企業は25%



（改正後）

月60時間超の残業割増賃金率

大企業、中小企業ともに50%

※中小企業の割増賃金率を上げ

2019年4月1日から

特集「働き方改革」 年5日の年次有給休暇の確実な取得

Point
1

対象者

年次有給休暇が10日以上付与される労働者が対象です。

- 法定の年次有給休暇付与日数が10以上の労働者に限ります。
- 対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

Point
2

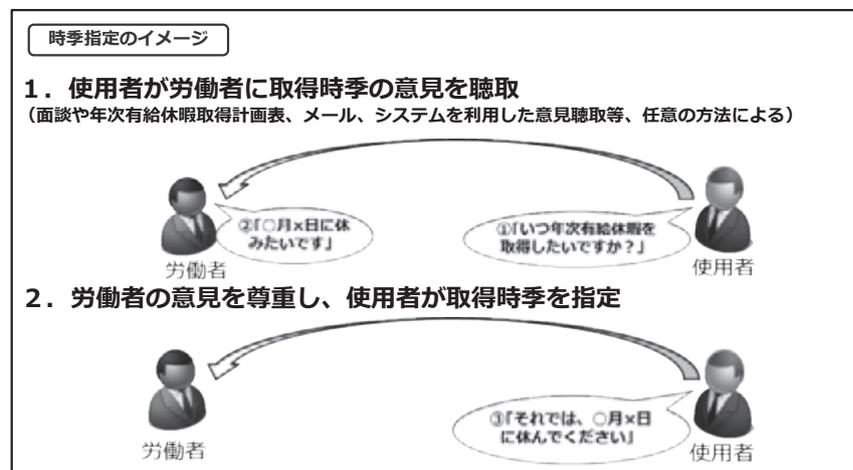
年5日の時季指定義務

使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

Point
3

時季指定の方法

使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取しなければなりません。また、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。



Point
4

時季指定を要しない場合

既に5日以上有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできません。



つまり、

- ・ 「使用者による時季指定」、「労働者自らの請求・取得」、「計画年休」のいずれかの方法で労働者に年5日以上有給休暇を取得させれば足りる
- ・ これらいずれかの方法で取得させた年次有給休暇の合計が5日に達した時点で、使用者からの時季指定をする必要はなく、また、することもできないということです。

Point
5

年次有給休暇管理簿

使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成し、当該年休を与えた期間中及び当該期間の満了後3年間保存しなければなりません。

（年次有給休暇管理簿は労働者名簿または賃金台帳とあわせて調製することができます。また、必要などきにいつでも出力できる仕組みとした上で、システム上で管理することも差し支えありません。）

Point
6

就業規則への規定

休暇に関する事項は就業規則の絶対的記載事項（労働基準法第89条）であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、**時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。**

（規定例）第〇条

1項～4項（略）（※）厚生労働省HPで公開しているモデル就業規則をご参照ください。

5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

Point
7

罰則

Point
2Point
6

に違反した場合には罰則が科されることがあります。

	違反条項	違反内容	罰則規定	罰則内容
Point 2	労働基準法第39条第7項	年5日の年次有給休暇を取得させなかった場合（※）	労働基準法第120条	30万円以下の罰金
Point 6	労働基準法第89条	使用者による時季指定を行う場合において、就業規則に記載していない場合	労働基準法第120条	30万円以下の罰金
その他	労働基準法第39条（第7項を除く）	労働者の請求する時季に所定の年次有給休暇を与えなかった場合（※）	労働基準法第119条	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>

中小企業は2020年4月から

特集「働き方改革」 36 協定書の様式が変わります

時間外労働の上限規制導入に伴い、36 協定書で定める必要がある事項が変わり、新しい届出様式となりました。

36協定の締結に当たって注意すべきポイント

Point 1 「1日」「1か月」「1年」について、時間外労働の限度を定めてください。

Point 2 協定期間の「起算日」を定める必要があります。

中小企業、自動車運転者はP2を参照

Point 3 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内であることを協定する必要があります。

Point 4 限度時間を超えて労働させることができるのは、「臨時的な特別の事情がある場合」に限ります。

■ 36協定届等作成支援ツール

労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

スタートアップ労働条件 🔍 検索

スマートフォン
タブレットでも



厚生労働省



新様式は、石川県トラック協会のホームページからもダウンロード出来ます。

<http://www.ishitokyo.or.jp/yoshiki.php>

HOME) 様式集

ご案内

平成31年度第1回初任運転者指導講習会

1. 日 時 平成31年4月19日（金）～21日（日）
2. 場 所 石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）
3. 対 象 者 会員事業所の初任運転者に限る

【初任運転者】とは、
新たに雇い入れた運転者で、過去3年間に他の事業用自動車の運転者として
選任されたことがない者。

4. 申込方法 同封の「受講申込書」にて、FAX（076-239-2287）にてお申し込みください。
5. 研修内容

4月19日（金）9：00～16：30

- ・事業用貨物自動車運転する場合の心構え
- ・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ・事業用貨物自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項（関係法令）
- ・危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ・運転者の運転適性に応じた安全運転

4月20日（土）9：00～17：00

- ・過積載の危険性
- ・適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ・安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ・危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ・日常点検、実車（タイヤチェーンの装着方法等）
- ・健康管理の重要性

4月21日（日）9：00～13：00

- ・貨物の正しい積載方法、実車
- ・トラックの構造上の特性、実車

※その他に「実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導」を20時間以上、自社で行う必要があります。

貸し出しもしております



ドライバー用研修テキストは、
当協会ホームページからダウンロードできます。
<http://www.ishitokyo.or.jp/driver.php>

お問い合わせ （一社）石川県トラック協会適正化事業課 TEL 076-239-2285

ご案内

平成31年度引越事業者優良認定制度申請等に係る説明会

1. 内 容 引越事業者優良認定制度に係る新規及び更新申請方法に関する説明



【引越事業者優良認定制度】とは、

消費者に安全・安心な引越サービスを提供する事業者の情報を提供することにより、市場においてサービス品質により選択される環境を創出し、品質の向上を図るため、引越事業者又は引越事業者で構成する共通の引越サービス名称を使用しているグループを客観的に評価する制度。

(公社) 全日本トラック協会が、平成26年度より実施。

2. 日時・場所

日 時	場 所
5月13日(月) 10:30~12:00	石川県トラック会館(金沢市粟崎町4-84-10) ※TV会議システムを活用した説明会

3. 申込方法 受講を希望される方は、当協会までご連絡ください。

ご案内

TV会議システムを利用した特殊車両通行許可制度講習会

1. 内 容 特殊車両通行許可制度に関する基本的内容及びオンライン申請方法に関する説明(初心者向け)

2. 日時・内容

日 時	内 容
3月13日(水) 13:30~15:30	最近の改正状況
5月10日(金) 13:30~15:30	制度概要(改正内容含む)
8月19日(月) 13:30~15:00	オンライン申請
12月 9日(月) 13:30~15:30	最近の改正状況

3. 場 所 石川県トラック会館(金沢市粟崎町4-84-10)

4. 申込方法 受講を希望される方は、当協会までご連絡ください。

お問い合わせ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

ご案内

平成31年度技能講習日程

講習内容	実施日
■積卸し作業指揮者講習（1ヶ月前より受付開始）	平成31年 6月22日（土）
■フォークリフト運転業務従事者安全教育講習	平成31年 7月27日（土） 平成32年 1月25日（土）
■はい作業主任者技能講習（1ヶ月前より受付開始）	平成31年 5月23日（木）～24日（金） 平成31年11月22日（金）～23日（土）
■交通労働災害防止担当管理者教育	平成31年 6月18日（火） 平成32年 2月21日（金）
■リスクアセスメント講習	平成32年 2月22日（土）

■フォークリフト運転技能講習

月 別	学 科		実 技 A			実 技 B			受 付 開始日
	金	土	1日目	2日目	3日目	1日目	2日目	3日目	
	13:00 } 18:00	8:30 } 18:00	8:30 } 17:30	8:30 } 17:30	8:30 } 18:20	8:30 } 17:30	8:30 } 17:30	8:30 } 18:20	
31年4月		6日	7日	13日	14日	10日	11日	12日	3月 6日(水)
5月		11日	12日	18日	19日	15日	16日	17日	4月11日(木)
6月		8日	9日	15日	16日	12日	13日	14日	5月 8日(水)
7月		6日	7日	13日	14日	10日	11日	12日	6月 6日(木)
9月		7日	8日	14日	15日	11日	12日	13日	8月 7日(水)
10月	11日 (免許なし)	12日	13日	19日	20日	/			9月11日(水)
11月		9日	10日	16日	17日	13日	14日	15日	10月 9日(水)
12月		7日	8日	14日	15日	/			11月 7日(木)
32年1月		11日	12日	18日	19日	/			12月11日(水)
年2月		8日	9日	15日	16日	12日	13日	14日	1月 8日(水)

* 最少開催人数に達しない場合、または、1月、2月の天候不順の場合は中止することがありますのでご了承下さい。

フォークリフト運転競技大会 石川県大会

平成31年8月17日（土）

『事前練習日7月20日（土）』

お問い合わせ 陸災防石川県支部 TEL 076-239-2393



石川支部

15日 第8回全体会議

石川支部（久安常信支部長）は、運営委員会及び全体会議を開催し、「生活習慣病予防対策は食生活から」（講師/北陸体力科学研究所 中崎衣美氏）をテーマに運転手の健康対策について学びました。（粟津温泉のとや）



石ト協

21日 連合石川から春闘に関する要請

石川県トラック協会は、連合石川（西田満明会長）から春闘生活闘争に関する要請を受けました。また、北村誠石ト協専務理事は、労働力不足をはじめとする業界の経営環境について理解を求めました。（石川県トラック会館）



広報委員会

25日 第101回広報委員会

広報委員会（山田秀一委員長）は、本年度の広報活動に係る事業報告を行ったほか、雇用対策をはじめとする次年度の事業計画について協議をしました。（石川県トラック会館）



労働委員会

25日 第19回労働委員会

労働委員会（山田秀一委員長）は、本年度の事業報告を行ったほか、労災事故防止対策や労働力確保対策などについて協議をしました。（石川県トラック会館）

News Calendar

2月の おもなNEWS

FEBRUARY 2019



青年部会

8日 青年経営者研修会

青年部会（坂池克彦部会長）は、青年経営者を対象とした研修会を開催し、「トラック運送業界における労務管理について」（講師/社会保険労務士 三井敏彦氏）をテーマに、働き方改革への対応をはじめとする労務管理のポイントについて学びました。（香林坊アトリオ）



金沢第二支部

13日 第8回全体会議

金沢第二支部（操川一郎支部長）は、全体会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、「企業における交通安全対策」（講師/損保ジャパン日本興亜㈱ 松村浩樹氏）をテーマに講習会を実施し、事故防止のポイントについて学びました。（金沢ゆめのゆ）



13日 第8回全体会議

加南支部（小前田彰支部長）は、全体会議を開催し、「消費税軽減税率制度等の対策について」（講師/小松税務署 近重憲彦氏）をテーマに、来年10月予定の消費増税への対応等について学びました。（サンルート小松）

新たに運転者を雇い入れた場合には！

事故歴の有無を確認

STEP.1



過去3年間の事故歴の把握
(運転記録証明書等)

事故なし

事故あり

65歳未満

65歳以上

STEP.2



初任診断

過去3年間に初任診断を受診していた場合は除く。



適齢診断



特定診断

STEP.3



初任運転者特別指導

過去3年間に事業用自動車の運転者として選任されていた場合は除く。



適齢運転者特別指導



初任運転者特別指導
(該当する場合)



事故惹起運転者特別指導



適齢運転者特別指導
(該当する場合)



初任運転者特別指導
(該当する場合)



実施時期

乗務する前に実施。 ※但し、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施すること。

「初任運転者指導講習会」
4/19～21日開催
(詳細はP6)



この他、雇入時健康診断を受診 ※過去3ヶ月以内に受診した場合は除く。

お忘れなく！

事故とは

- ・死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者
- ・軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者
- ※重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者)
- ※軽傷者(同条第4号に掲げる傷害を受けた者)

指導項目	時間
表紙①～②の内容を座学および実車を用いることにより実施	15時間以上 ※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導
実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導	20時間以上



指導用資料(全ト協「事業用トラックドライバー研修テキスト」)は、当協会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.ishitokyo.or.jp/anzen.php>
ホーム>安全対策

全日本トラック協会

トラック運送業界の景況 (速報) ~平成30年10月-12月期~

共通の概況① : 今回(平成30年10月~12月期)の状況と今後の見通し

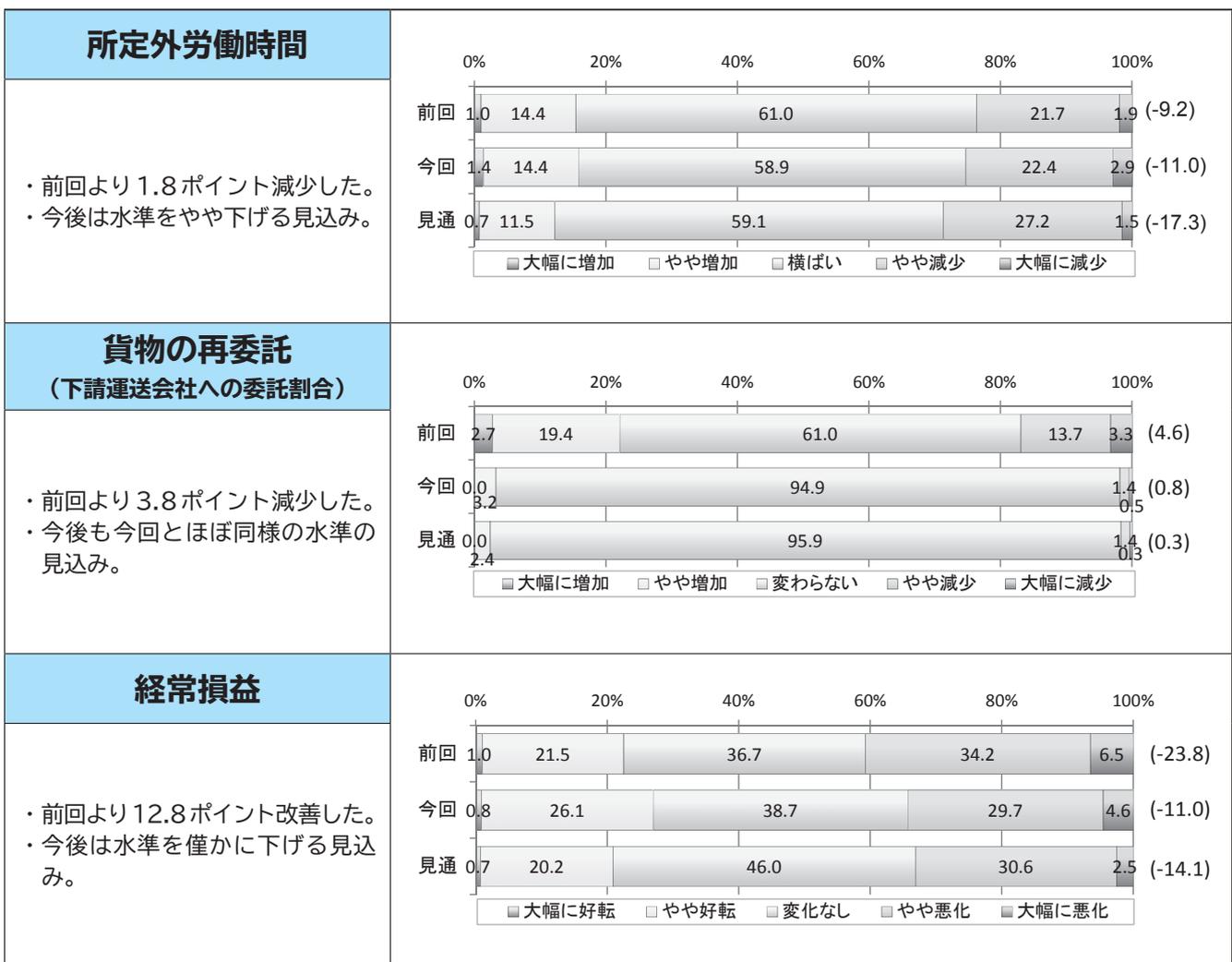
今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は7.5(前回▲2.9)と10.4ポイント改善、実車率は5.4(前回2.5)と2.9ポイント改善し、前回と比較して輸送効率は改善した。 ・採用状況は▲4.9(前回▲7.7)と2.8ポイント上昇したが、雇用状況(労働力の過不足)は96.4(前回92.9)と3.5ポイント上昇し、不足感が強くなった。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲1.4(今回7.5)と8.9ポイント悪化、実車率は▲1.2(今回5.4)と6.6ポイント悪化するなど輸送効率は悪化する見込みである。 ・採用状況は▲9.7(今回▲4.9)と4.8ポイント悪化することから、雇用状況(労働力の不足感)は108.0(今回96.4)と11.6ポイント上昇し、労働力の不足感は強まる見込みである。

実働率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に上昇</th> <th>やや上昇</th> <th>横ばい</th> <th>やや低下</th> <th>大幅に低下</th> <th>変動</th> </tr> <tr> <td>前回</td> <td>0.8</td> <td>21.9</td> <td>54.4</td> <td>19.4</td> <td>3.5</td> <td>(-2.9)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>1.7</td> <td>24.8</td> <td>54.8</td> <td>16.6</td> <td>2.0</td> <td>(7.5)</td> </tr> <tr> <td>見通</td> <td>0.7</td> <td>19.7</td> <td>58.9</td> <td>19.0</td> <td>1.7</td> <td>(-1.4)</td> </tr> </table>	項目	大幅に上昇	やや上昇	横ばい	やや低下	大幅に低下	変動	前回	0.8	21.9	54.4	19.4	3.5	(-2.9)	今回	1.7	24.8	54.8	16.6	2.0	(7.5)	見通	0.7	19.7	58.9	19.0	1.7	(-1.4)
項目	大幅に上昇	やや上昇	横ばい	やや低下	大幅に低下	変動																							
前回	0.8	21.9	54.4	19.4	3.5	(-2.9)																							
今回	1.7	24.8	54.8	16.6	2.0	(7.5)																							
見通	0.7	19.7	58.9	19.0	1.7	(-1.4)																							
実車率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に上昇</th> <th>やや上昇</th> <th>横ばい</th> <th>やや低下</th> <th>大幅に低下</th> <th>変動</th> </tr> <tr> <td>前回</td> <td>0.6</td> <td>21.3</td> <td>60.2</td> <td>15.8</td> <td>2.1</td> <td>(2.5)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>1.2</td> <td>21.9</td> <td>59.4</td> <td>16.1</td> <td>1.4</td> <td>(5.4)</td> </tr> <tr> <td>見通</td> <td>0.5</td> <td>17.3</td> <td>63.8</td> <td>17.1</td> <td>1.2</td> <td>(-1.2)</td> </tr> </table>	項目	大幅に上昇	やや上昇	横ばい	やや低下	大幅に低下	変動	前回	0.6	21.3	60.2	15.8	2.1	(2.5)	今回	1.2	21.9	59.4	16.1	1.4	(5.4)	見通	0.5	17.3	63.8	17.1	1.2	(-1.2)
項目	大幅に上昇	やや上昇	横ばい	やや低下	大幅に低下	変動																							
前回	0.6	21.3	60.2	15.8	2.1	(2.5)																							
今回	1.2	21.9	59.4	16.1	1.4	(5.4)																							
見通	0.5	17.3	63.8	17.1	1.2	(-1.2)																							
採用状況	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に増加</th> <th>やや増加</th> <th>変わらない</th> <th>やや減少</th> <th>大幅に減少</th> <th>変動</th> </tr> <tr> <td>前回</td> <td>1.0</td> <td>19.8</td> <td>55.2</td> <td>18.7</td> <td>5.4</td> <td>(-7.7)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>0.8</td> <td>19.2</td> <td>58.6</td> <td>17.0</td> <td>4.4</td> <td>(-4.9)</td> </tr> <tr> <td>見通</td> <td>0.8</td> <td>18.8</td> <td>56.5</td> <td>17.3</td> <td>6.5</td> <td>(-9.7)</td> </tr> </table>	項目	大幅に増加	やや増加	変わらない	やや減少	大幅に減少	変動	前回	1.0	19.8	55.2	18.7	5.4	(-7.7)	今回	0.8	19.2	58.6	17.0	4.4	(-4.9)	見通	0.8	18.8	56.5	17.3	6.5	(-9.7)
項目	大幅に増加	やや増加	変わらない	やや減少	大幅に減少	変動																							
前回	1.0	19.8	55.2	18.7	5.4	(-7.7)																							
今回	0.8	19.2	58.6	17.0	4.4	(-4.9)																							
見通	0.8	18.8	56.5	17.3	6.5	(-9.7)																							
雇用状況 (労働力の不足感)	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>不足</th> <th>やや不足</th> <th>適当</th> <th>やや過剰</th> <th>過剰</th> <th>変動</th> </tr> <tr> <td>前回</td> <td>24.8</td> <td>44.6</td> <td>29.4</td> <td>0.2</td> <td>1.0</td> <td>(92.9)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>27.2</td> <td>43.6</td> <td>27.7</td> <td>0.0</td> <td>1.5</td> <td>(96.4)</td> </tr> <tr> <td>見通</td> <td>34.8</td> <td>40.1</td> <td>23.4</td> <td>0.0</td> <td>1.7</td> <td>(108.0)</td> </tr> </table>	項目	不足	やや不足	適当	やや過剰	過剰	変動	前回	24.8	44.6	29.4	0.2	1.0	(92.9)	今回	27.2	43.6	27.7	0.0	1.5	(96.4)	見通	34.8	40.1	23.4	0.0	1.7	(108.0)
項目	不足	やや不足	適当	やや過剰	過剰	変動																							
前回	24.8	44.6	29.4	0.2	1.0	(92.9)																							
今回	27.2	43.6	27.7	0.0	1.5	(96.4)																							
見通	34.8	40.1	23.4	0.0	1.7	(108.0)																							

※(注4)雇用状況については、上段は前回(H30.7月~9月期)の状況、中段は今回(H30.10月~12月期)の状況、下段は今後(H31.1月~3月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

共通の概況②：今回(平成30年10月～12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲11.0(前回▲9.2)と1.8ポイント減少し、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は0.8(前回4.6)と3.8ポイント減少した。 営業利益の改善(宅配を除く)が寄与し、経常損益は▲11.0(前回▲23.8)と12.8ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲17.3(今回▲11.0)と6.3ポイント減少する見込みであり、貨物の再委託は0.3(今回0.8)と0.5ポイント減少する見込みである。 経常損益は、労働力の不足、車両不足の影響を受け、▲14.1(今回▲11.0)と3.1ポイント悪化し、経常損益の水準は落ち込む見込みである。



【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第104回調査は、平成31年1月1日に、モニターに対して調査開始、平成31年1月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
78	575	589

※一部回答事業者の重複あり



詳細版については、当協会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.ishitokyo.or.jp/>
HOME〉最新情報

全日本トラック協会 天皇陛下の御即位及び 皇太子殿下の御即位に伴う 式典に係るテロ対策の徹底

国土交通省より、天皇陛下の御即位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典等に係るテロ対策の徹底についての通達が発出されました。

つきましては、本趣旨に理解の上、トラック運送事業における輸送の安全確保、テロ対策の徹底を図るようお願いいたします。

【共通事項】

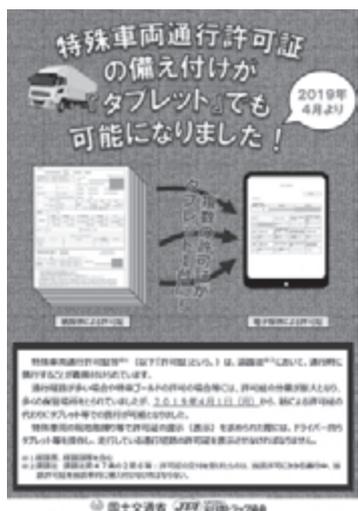
- ・ 皇居及び赤坂御用地周辺における業務用車両利用の自粛
 - ・ サイバーセキュリティ対策の強化
 - ・ 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡
 - ・ 公共交通機関及び関連施設等のソフトウェアターゲットに対する警戒強化
- 【トラック関係】
- ・ 営業所・車庫内外の巡回
 - ・ 終業後のドアロック
 - ・ 配送先から送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合の荷物に触れない旨の注意喚起、荷物の状態に応じた速やかな引き取り、警察への連絡
 - ・ 放射性物質等危険物輸送における安全管理
 - ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備

全日本トラック協会 2019年4月より 特殊車両通行許可証の備え 付けが電子機器でも可能

本年4月より、特殊車両通行許可証の備え付け義務について、書面による備え付けに代えて、電磁的記録の備え付けを行うことが認められることになりました。

これにより、電子媒体を電子機器（タブレット、ノートパソコン等）に入れて携行することが可能となりますが、取締り時に許可証の提示（表示）を求められた際には、ドライバー自ら、その責任において電子機器を操作し、電子機器の画面に走行中の通行経路の許可証を表示することになります。

詳しくは協会ホームページからご確認ください。
<http://www.ishitokyo.or.jp/>
HOME>最新情報



全日本トラック協会 引越繁忙期における お客さまへの 適正料金の提示

例年3月から4月の引越繁忙期において、異常に高額な引越費用をお客様に提示し、トラブルへと発展している実態が報告されています。

つきましては、引越繁忙期においても、お客様の信頼を損ねることのないよう、左記事項を遵守し、届出運賃料金の範囲内で適正な料金を示すようお願いいたします。

- ・ 貨物自動車運送事業法の遵守
- ・ 下見の実施
- ・ 見積書の発行
- ・ 標準引越運送約款の提示
- ・ 約款、運賃及び料金の各事業所（営業所）での掲示

※標準約款等については、協会ホームページをご覧ください。
<http://www.ishitokyo.or.jp/>
HOME>引越安心マーク制度

新規会員のご紹介

(株)アースメイク

石貫文俊

〒920-0101 金沢市利屋町20番地
 電話：076-257-0159 FAX：076-257-7449
 車両台数/16台 支部/金沢第三

EVENT CALENDAR 3月の行事予定

1日(金)	全ト協助成金担当者会議（東京都）
3日(日)	平成30年度第2回運行管理者試験（石川県トラック会館）
4日(月)	金沢第一支部第8回全体会議・第2回労務管理講習会（金沢市異業種研修会館） 金沢港振興協会理事会（金沢ニューグランドホテル）
5日(火)	トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン等周知セミナー（石川県トラック会館）
6日(水)	石川労働局・適正化実施機関連絡会議（石川県トラック会館） 全ト協経営改善・情報化委員会（東京都）
7日(木)	全ト協理事会適正化本部長会議等（東京都）
8日(金)	第8回トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会（石川県トラック会館） トラック運送事業者における取引環境と労働時間の改善に向けたセミナー（石川県トラック会館）
12日(火)	金沢第三支部第17回運営委員会（石川県トラック会館）
13日(水)	第52回正副会長会・第52回総務委員会合同会議（石川県トラック会館） 第327回理事会・第303回交付金運営委員会合同会議（ 〃 ） 特殊車両通行許可制度講習会（ 〃 ）
14日(木)	石川支部第24回運営委員会（グランドホテル白山）
15日(金)	全ト協輸送事業部関連会議（東京都） 加南支部第20回運営委員会（サンルート小松）
18日(月)	金沢第一支部第18回運営委員会（ホテル日航金沢） 金沢第二支部第18回運営委員会（金沢市）
19日(火)	第30回石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会（ホテル日航金沢） 全ト協セメント部会・生コンクリート輸送部会合同研修会（東京都） 重量部会正副部会長会議（金沢市）
20日(水)	石川運輸支局・適正化実施機関月例会議（石川県トラック会館） タンクトラック部会正副部会長会議（金沢市）
23日(土)	福井県青年部会との交流会（福井市）
25日(月)	石川県貨物運送協同組合連合会理事会（石川県トラック会館） アジア経済・モーダルシフト合同研究会（金沢ニューグランドホテル）
26日(火)	石川県交通実験協議会（地場産業振興センター）
27日(水)	能登支部第15回運営委員会（能登食祭市場）
28日(木)	建設輸送部会第7回ワーキング・グループ合同会議（ANAクラウンプラザホテル金沢）

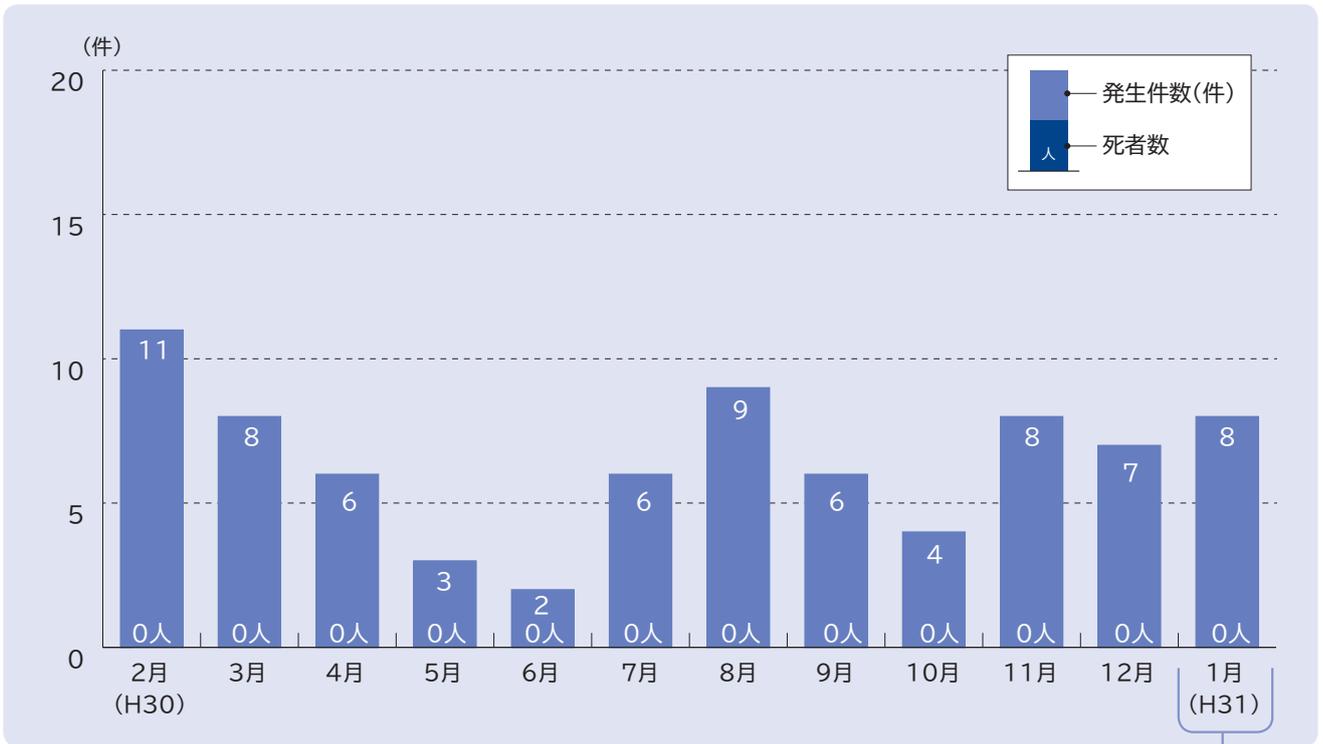
会員名簿の変更

項	行	事業者名	変更項目	変更内容
21	2	石川米穀運送(株)	代表者名	松下良成
30	17	大一急行(株)	代表者名	西川こと実
35	2	浅田建設運輸(有)	代表者名	浅田康洋



交通事故情報

石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況(過去1年)



内訳 平成31年事故類型別発生状況(1月)

		人对車両	車両相互							車両単独	列車	計
			正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
平成31年	件数	0(-1)	0(-1)	2(-4)	1(+1)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	4(+3)	1(+1)	0(-1)	8(-2)
	死者	0(±0)	0(-1)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(-1)

※ () 内は昨年比

(提供/石川県警)

(参考)

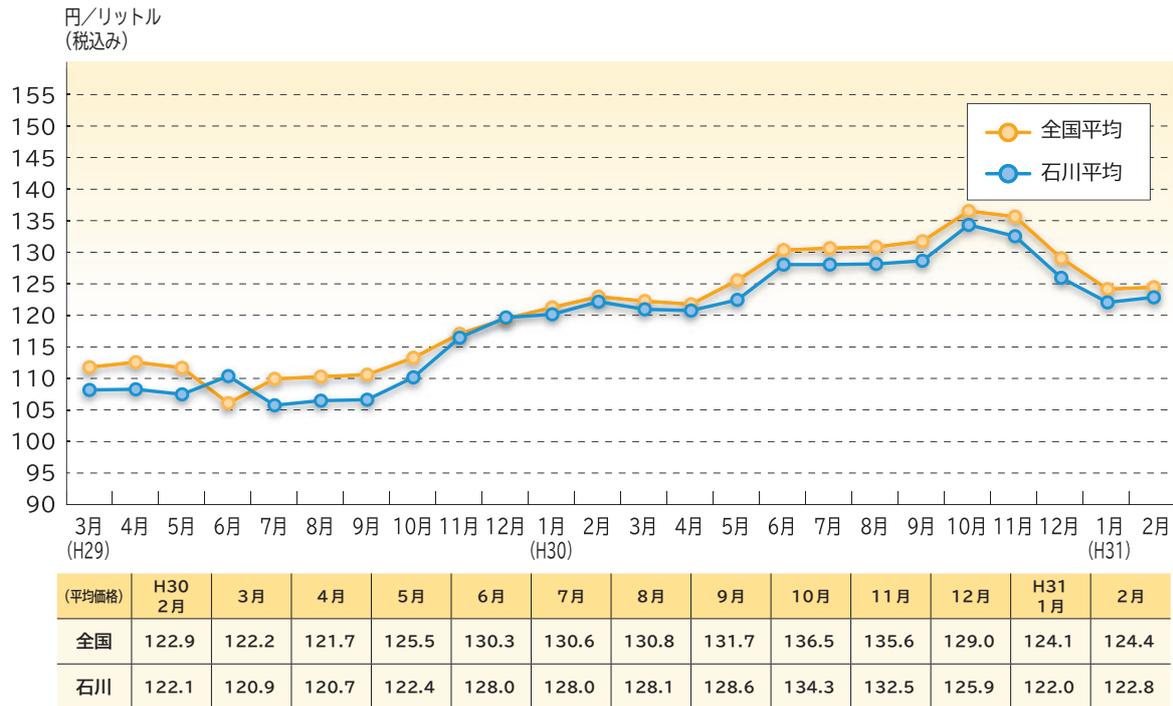
石川県内全車種(乗用車含む) 平成31年交通事故発生状況 1月(増減)

発生件数	死者数(人)
197(-9)	2(-2)



軽油価格情報

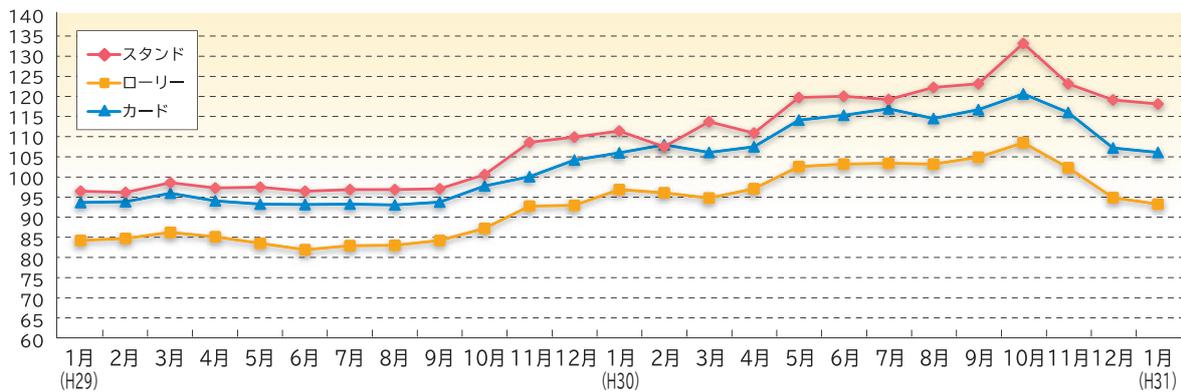
軽油小売価格推移表 経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”



石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内 30 事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

(平均価格)	H30 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H31 1月
スタンド	110.9	107.0	113.2	110.4	119.2	119.5	118.7	121.7	122.6	132.6	122.6	118.6	117.6
ローリー	96.4	95.6	94.3	96.6	102.1	102.7	102.9	102.7	104.4	108.0	101.8	94.4	92.8
カード	105.5	107.5	105.6	107.0	113.6	114.8	116.4	114.0	116.2	120.1	115.5	106.7	105.6
値上げ 要請額	2.1 (15社)	1.1 (2社)	1.3 (5社)	2.0 (10社)	2.7 (11社)	2.0 (1社)	1.1 (8社)	1.2 (7社)	2.2 (12社)	2.9 (17社)	2.5 (6社)	0 (0社)	2.6 (10社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。()内は、要請のあった事業者数。

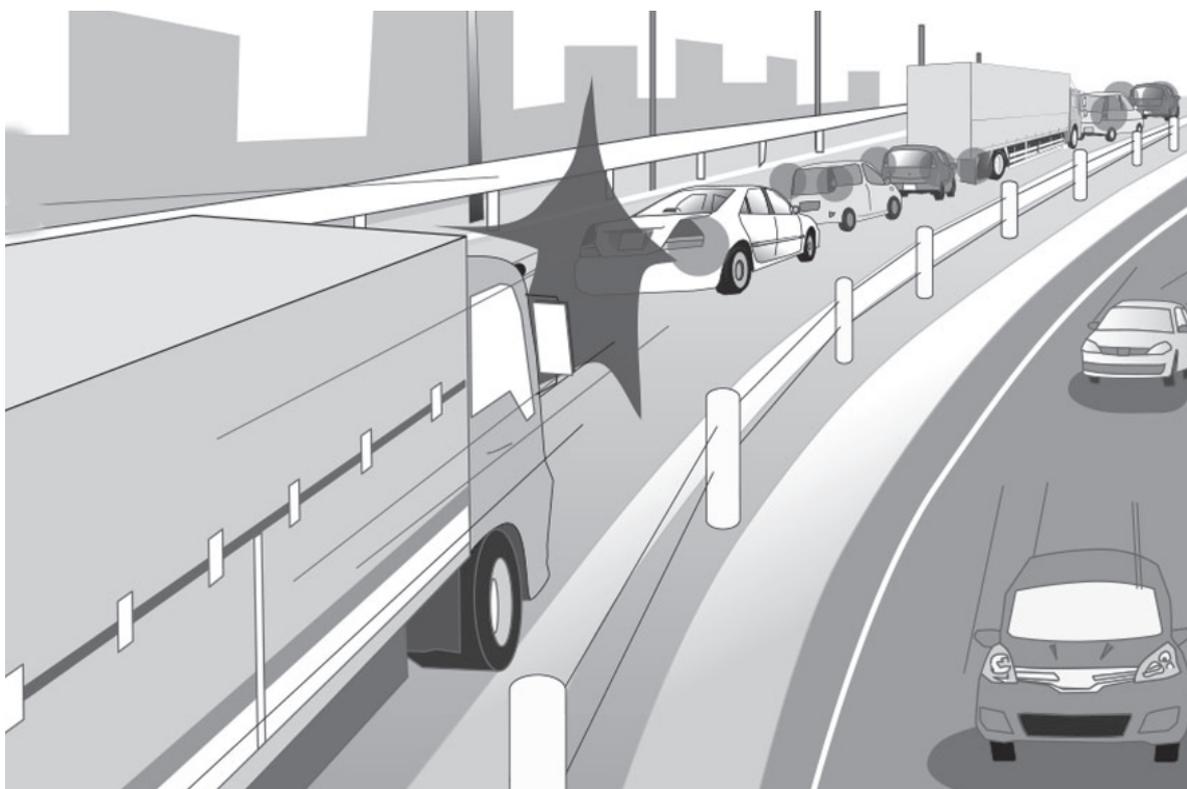
事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究 75

渋滞の最後尾に追突、炎上

事故の概要

- 発生日時 5月17日(月) 午前10時50分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転者が高速道路で渋滞中の車列に突っ込み多重衝突を引き起こし、車両4台が炎上、最後尾の相手車の2名を焼死させたもの。
- 事故当事者 男性23歳 相手側死者 男性34歳 女性25歳
- 事故原因 運転者は、出発が予定より遅れたため少し焦りの気持ちがありました。途中の高速道路は交通集中により時速60キロに速度規制中でしたが、急ぎの気持ちからか時速80キロ近くで走行していました。そして右カーブを過ぎたとき、渋滞によりできた車列が目の前に迫ってきました。あわててブレーキを踏みましたが間に合わず、6台が絡む多重衝突、4台が炎上する車両火災事故を引き起こしてしまいました。炎上した最後尾の車の運転者と同乗の女性が亡くなり、4名の重軽傷者がでました。



提供：中部交通共済協同組合 安全推進部

被害／損害 多重衝突により死者2名、重軽傷者4名

総損害額 **2億8,000万円**

■被害概要

- ・被害者 死者2名、重軽傷者4名
- ・被害状況 多重衝突により車5台のうち3台が炎上（自車も炎上）。

■損害額内容（最後尾同乗女性）

・逸失利益	5,800万円
・慰謝料	2,800万円
・葬儀費	150万円
・弁護士費用	250万円
計	9,000万円

合計	2億8,000万円
対人賠償額	2億5,500万円
対物賠償額	2,500万円

■運転者について

禁固4年6月
運転免許取消（欠格4年）の行政処分を受けました。

被害者について

炎上した最後尾の車に同乗して死亡した女性は、大学を卒業して就職したばかりで、親元から放れて单身生活をしていました。

その日は、この事故で亡くなった上司と営業回りの途中でした。突然の衝突により一瞬のうちに前車と加害トラックに挟まれ、激しい炎につつまれてしまいました。その瞬間にどれほどの苦痛や恐怖が襲ってきたのか想像することもできません。救助する時間の余裕もなかったとのこと。

被害者は、母を誘って話題のレストランで食事をしたり、友人と連れ立って旅行に行ったりするのが、楽しみだったそうです。折々に結婚へのあこがれや夢を語っていましたが、この事故がすべてを閉ざしてしまいました。彼女の両親は小さいころの思い出を思い返しては、涙に暮れる日々を過ごし、悲しみの中にいるそうです。

この事故から学ぶ事

運転者は、時速60キロの速度規制が出ていたにも拘わらず、時速80キロ近くで右カーブに進入してしまいました。遅れを取り戻そうという焦りの気持ちからアクセルをゆるめることができなかったのかもしれない。

この事故のように、高速道路ではカーブなどで交通集中による渋滞が発生することがあります。特に、速度規制が出ているということは、プロのドライバーなら「交通集中」「渋滞」ということを予測できるのではないのでしょうか。

焦りからくる急ぎの心理に陥ってしまうと、つい速度を上げてしまいがちです。たとえ急いでいても優先するのは安全です。自分にとって都合のいい状況のみを思い描くのではなく、先の交通状況にも目を向けながら、速度や車間距離を考えるべきです。

焦りの気持ちは危険を感じる力を削いでしまいます。急ぐ時こそ安全速度を意識し、一步先の危険を予測するだけの心の余裕を持ちましょう。

提供：中部交通共済協同組合 安全推進部



今月の
BEST SHOT!
ベストショット

「改革への挑戦～物流人としての誇りを胸に～」をテーマに東京都で開催された全日本トラック協会青年部会全国大会。当協会青年部会から15名が参加し、全国の青年経営者らと交流を図りました。
(2月22日/京王プラザホテル)

旬の

「じねもん」
味わいまっし!

JIWAMON

しいたけの王様
「のとてまり」

「のとてまり」は原木しいたけ「のと115」の特秀品で、かさの直径8cm以上、厚み3cm以上、巻き込み1cm以上という厳しい認定基準があり、三つの基準すべてを満たしたものがこの「のとてまり」に認定されています。

雪深い能登の山間で育った冬にしかない厳選された生しいたけのため、出荷時期は3月末頃まで。肉厚で香りも良く、ステーキしいたけとも評される「のとてまり」をぜひ一度味わってみてはいかがでしょうか。



一般社団法人 石川県トラック協会
金沢市栗崎町4丁目84番地10
Tel 076-239-2511 Fax 076-239-2287
URL: <http://www.ishtokyo.or.jp/>

